

平成26年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	消防車両購入事業						担当部	消防本部		
	会計区分	一般会計			事業類型	法定受託系		担当課	消防署		
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降		担当係	警防係		
	総合計画 分野別計画	主目的	1 安全・環境		3 消防・救急		1 消防・救急体制を強化します				
		副目的									
	予算区分	款	9	項	1	目	3	大	4	中	1
	根拠法令・個別計画	消防法及び消防組織法・消防車両更新計画(個別計画)									
	目的 (対象をどのような状態にするのか)	各種災害から市民等の生命、身体及び財産を保護するために消防車両等を更新する。									
	内容 (手段)	<p>◆25年度実施内容 迅速、効果的な消防・救急活動を行う上で必要となる消防車両等は、国が示した「消防力の整備指針」を参考とし、本市の実情(人口、面積、気象、署所数、高層建築物、危険物施設等)を勘案して必要となる車両の種類や台数を割り出し、使用年数及び使用頻度等を考慮して消防車両更新計画を策定している。この更新計画に基づき車両等を整備して消防力の強化を実施する。平成25年度は、水槽付消防ポンプ自動車、消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車(本署)の更新を実施した。業務内容は、更新車両の仕様書を作成し複数社からの参考見積りを基に設計書(予算要求額)を作成する。入札後、車両製作者(担当者)と詳細打合せを実施する。その後、設計図及び工程表を提出させ、仕様書どおりか確認する。また、車両製作過程において、中間検査、完成前検査及び完成検査を実施する。</p> <p>◆25年度直接経費の内訳 水槽付消防ポンプ自動車(東支署消防2号車)の更新(48,510千円) 消防ポンプ自動車(本署消防4号車)の更新(38,745千円) 高規格救急自動車(本署救急2号車)の更新(25,515千円) 特別旅費(98千円) 手数料(153千円) 保険料(66千円) 自動車重量税(140千円)</p> <p>◆26年度直接経費の内訳 救助工作車(本署)(111,000千円) 高規格救急自動車(本署救急3号車)(33,000千円) 特別旅費(196千円) 手数料(131千円) 保険料(65千円) 自動車重量税(156千円) その他財源 市債(103,600千円)</p>									
	受益者負担	無									

		単位	H23決算額	H24決算額	H25決算額	H26予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	158,550	31,789	113,227	144,548	
		正職員	従事者数	人	0.60	0.60	0.80	0.95
			人件費	千円	3,156	3,156	4,208	4,997
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
	費用合計		千円	161,706	34,945	117,435	149,545	
対前年比		%		21.6	336.0	127.3		
財源	一般財源	千円	161,706	34,945	79,630	45,945		
	国・県支出金	千円	0	0	19,405	0		
	その他財源	千円	0	0	18,400	103,600		

業	活動指標名	単位		H23	H24	H25	H26
	更新車両台数 (消防ポンプ自動車以外)	台	目標		1	3	1
実績				1	3	1	
更新車両台数 (消防ポンプ自動車)	台	目標		—	—	2	—
		実績		—	—	2	
績	成果指標名	単位		H23	H24	H25	H26
			目標		100	100	100
消防力の整備指針に基づく充足率 (消防ポンプ自動車以外)	%	目標		100	100	100	100
		実績		100	100	100	
消防力の整備指針に基づく充足率 (消防ポンプ自動車)	%	目標		100	100	100	100
		実績		75	75	75	

事業の自己評価	平成25年度の実施結果	事業の達成状況	消防力の整備指針に基づく充足率では、消防ポンプ自動車は基準数8台より2台不足しているが、消防ポンプ自動車以上の性能を有する水槽車3台を整備しているため目標は達成とみなしている。高規格救急自動車の人口に基づく基準数は5台であり、非常用1台を除けば基準を満たしている。 平成25年度は15年間使用した東支署の消防2号車及び本署の消防4号車、10年間使用した本署の高規格救急自動車を更新し、基準数を維持した。	
	事業実施における課題	消防力の整備指針を参考にしつつも、本市の実情(人口、建築物、危険物施設等)は変化し、災害は複雑多様化する。これらに対応するための車両更新のほか、新規車両の導入も今後検討しなければならない。救急件数の増加に伴い、5台の救急車が全て出動中となる状態が多くなってきている。車検等の整備期間に対応することも含めて非常用の救急自動車1台の配備を検討する必要がある。 また、車両の性能や耐久性も考慮して更新年数を検討する必要もある。		
	事業を縮小・廃止したときの影響	消防車両等の老朽化及び性能の低下が進むことにより、消防の目的である、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し災害による被害を軽減することに支障をきたす。また、平成13年に自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車Nox・PM法)により更新時期を越えて継続車検を行うことができなくなることによって、消防組織法第20条に基づく「消防力の整備指針」の整備目標である消防の責任を十分に果たすことができなくなる。		
	平成26年度の改善内容	26年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	○26年度実施内容 25年度と同様に更新計画により車両更新する。 1 救助工作車(本署) 2 高規格救急自動車(本署救急3号車)	
平成27年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)	
	判定理由	消防としての責務を果たすためには、消防車両を含めた消防力は一定の水準を維持する必要がある。		
	27年度以降の改善案	変化する本市の実情、災害の状況、車両の使用年数及び使用頻度等、これらを総合的に判断して車両更新及び新規整備を行う。 ○27年度車両更新計画 1 化学車(南支署) 2 器具搬送車(本署) 3 指令車(消防本部消防総務課) 4 連絡1号車(東支署)		

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。